

ふれあいサービス（介護保険外自費サービス）

契約書

____様（以下「お客様」とします）と株式会社学研ココファン（以下「ココファン」とします）は、学研ココファン世田谷弦巻ヘルパーセンターがお客様に対して行う「ふれあいサービス」について、次の通り契約（以下、「本契約」とします）を締結します。

第1条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とします。
- 2 前項の期間満了日の7日前までに、お客様からココファンに対して、書面（「契約終了・解約申込書」）による契約終了の申し出がない場合は、本契約は1年間自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第2条（契約終了）

- 1 次のいずれかの事由に該当する場合、本契約は終了します。
 - ① 第1条第2項の規程により、お客様から契約終了の意思表示がなされた時
 - ② 第3条の規程により、お客様から契約解除の意思表示がなされた時
 - ③ 第4条の規程により、ココファンから契約解除の意思表示がなされた時
- 2 下記の事由に該当する場合、本契約は自動的に終了します。
 - ① お客様が死亡した場合
- 3 本条第1項及び第2項の場合においても、お客様は既に実施したふれあいサービスについては、所定のサービス利用料金をココファンに支払うものとします。

第3条（お客様の解除権）

- 1 お客様は、本契約に定めるふれあいサービスが不要になった場合には、契約の有効期間中であっても本契約を解除することができます。この場合は、本契約の解除希望日の7日前までに、書面（「契約終了・解約申込書」）によりココファンに通知するものとします。
- 2 お客様は、ココファンが以下の事由に該当する場合、ただちに本契約を解除することができます。
 - ① 不法行為を行った場合
 - ② 第9条の守秘義務に違反した場合
 - ③ 正当な理由がなくサービスの提供を拒否した場合
 - ④ 破産した場合
 - ⑤ 上記各号の他、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第4条（ココファンの解除権）

ココファンは次の場合、お客様またはそのご家族等の介助者に説明を行うことにより、本契約を解除することができます。

- ① やむを得ない事情があり、お客様に対して契約解約日の1ヶ月前までに理由を記

した文書を交付した場合

- ② お客様によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上滞納し、1ヶ月以上の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ お客様またはそのご家族等の介護者が、ココファンのサービス従業者の生命・身体・財産または名誉を傷つけるなど、その人権を侵害したことにより、本契約を継続しがたい事情が認められる場合
- ④ お客様またはそのご家族等の介護者とココファンとの信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断される場合

第5条（サービス利用料金）

- 1 お客様は、ココファンに対して「ふれあいサービス重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいて計算されたサービス利用料金を支払うものとします。
- 2 本契約に基づくふれあいサービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合、「ふれあいサービス」は介護保険の給付対象にはなりません。したがって、提供したふれあいサービスを介護保険対象のサービスと振り替えることはできません。
- 3 サービス利用料金は、利用実績に基づいて1ヶ月ごとに計算し、お客様はこれをココファンが指定する方法により支払うものとします。

第6条（ふれあいサービスの提供）

- 1 ココファンは、お客様の希望があったときにスタッフとご本人様またはご家族様等とサービス・費用等の打合せを行い、お客様の同意をいただいた上でサービス内容を決定しサービス提供を実施するものとします。
- 2 必要に応じてココファンは、利用料金の見積もりを立案しお客様に交付することにより、その内容についてお客様に確認するものとします。
- 3 サービス内容に変更がある場合、ココファンは、変更内容についてご本人様またはご家族様等に承諾を得た上で実施するものとします。

第7条（キャンセル）

お客様は「ふれあいサービス重要事項説明書」に定めるところにより、サービスの利用をキャンセルすることができます。

第8条（サービス提供の記録）

- 1 ココファンは、ふれあいサービスの提供に関する記録をつけることとし、これを本契約の終了後2年間保管します。
- 2 お客様は、ココファンの営業時間内にそのサービス事業所にて、お客様に関する本条第1項の記録を閲覧できると共に、その複写物の交付を受けることができます。
- 3 ココファンは、お客様にふれあいサービスを提供した際、その都度「サービス実施記録」を作成すると共にご確認をいただき、その控えをお客様にお渡しするものとします。

第9条（守秘義務）

- 1 ココファン及びサービス従業者は、ふれあいサービスを提供する上で知りえたお客様及びそのご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 ココファンは、お客様の介護上その必要があり、お客様に関わる居宅介護支援事業者との連携を図るなど、正当な理由によりお客様またはそのご家族等の個人情報を用いる場合には、予め書面（「個人情報に関する同意書」）により同意を得るものとします。

第10条（天災等不可抗力）

- 1 契約の有効期間中、天災その他ココファンの責に帰すべからざる事由によりふれあいサービスの実施ができなくなった場合には、ココファンはお客様に対してふれあいサービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合においても、お客様は既に実施したふれあいサービスについては、所定のサービス利用料金をココファンに支払うものとします。

第11条（その他留意事項）

- 1 お客様及びそのご家族等の介護者は、本契約で定められた以外の業務をサービス従業者に依頼することはできません。
- 2 ふれあいサービスの実施に関するサービス従業者への指示・命令は、全てココファンが行います。但し、ココファンはふれあいサービスの実施にあたって、お客様及びそのご家族等の介護者の事情及び意向に十分配慮するものとします。
- 3 お客様及びそのご家族等の介護者は、お客様の居宅においてふれあいサービスを実施するために必要な電気・水道・ガス・電話等の使用を、サービス従業者に無償で許可するものとします。

第12条（賠償責任）

- 1 ココファンは、ふれあいサービスの提供に伴って、ココファンの責めに帰すべき事由によりお客様またはそのご家族等の介護者の生命・身体・財産または名誉に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
- 2 お客様またはそのご家族等の介護者は、その責めに帰すべき事由によりココファンのサービス従業者の生命・身体・財産または名誉に損害を及ぼした場合はその損害賠償を請求される場合があります。

第13条（協議事項）

本契約に疑義が生じた場合、または本契約に定められていない事項が生じた場合には、お客様またはそのご家族等の介護者及びココファンは誠意をもって協議の上、その解決に努めるものとします。

第14条（第三者機関の仲介）

お客様またはそのご家族等の介護者及びココファン双方の協議によっても、解決が困難な事態が生じた場合には、お客様またはそのご家族等の介護者及びココファンは、行政等の第三者機関の仲介により、誠意をもってその解決に努めるものとします。

本契約の締結にあたり、本書を2通作成し、ココファン・お客様（またはその代理人）は、署名又は記名押印の上各1通を保管するものとします。

令和 年 月 日

事業者

東京都品川区西五反田二丁目 11 番 8 号
株式会社学研ココファン
代表取締役 森 猛

お客様

住 所 _____

氏 名 _____

代理人

住 所 _____

氏 名 _____

（続柄： _____ ）